

## 川崎市メーカー補助金交付要綱

### (通則)

第1条 川崎市メーカー補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、勤労者の福祉の増進を図るため開催されるメーカーに対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の労働組合の健全な発展を期すことを目的とする。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる団体は、市内の労働団体等により組織する実行委員会とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の50パーセント以内とし、かつ限度額は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 実行委員会が補助金の交付を受けようとするときは、当該実行委員会の代表者がメーカー補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金交付の条件)

第6条 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助事業者等による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

1 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

- イ その他市長が必要と認めるとき。
- 2 その他市長が必要と認める条件

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、川崎市メーデー補助金交付審査委員会の審査を経て、補助金の交付を決定し、その旨を川崎市メーデー補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項に規定するメーデー補助金交付審査委員会は、別に定める。

(事業計画変更の届出)

第8条 申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が、その補助対象事業についてその内容を変更し又は中止しようとする場合は、市長にその旨を届け出なければならない。

(事業完了届の提出)

第9条 申請者は、補助対象事業を終了し、かつ当該事業に係る経費の支払を完了したときは、速やかに事業完了届(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業決算書
- (3) 発注実績報告書(第4号様式)
- (4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第5号様式)
- (5) その他事業の実施状況を明らかにするもので、市長が必要と認める書類

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条第1項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第6号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第6条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条による届出を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(第7号様式)に

より、実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、実行委員会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

#### (補助金の概算払い)

第11条 市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、実行委員会の請求により、概算払をすることができる。

#### (補助金の取消又は返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかなきとき。

(2) 事業が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

#### (書類の整備)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から2年間当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ保管しておかなければならない。

#### (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

#### 附 則

この要綱は平成7年3月30日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する

別表（第4条関係）

川崎市メーカー補助金限度額一覧表

等級	構成組合員数（人）	計算人員	18円×計算人員 ①	等級×45,000円 ②	限度額（円） ①+②
0	～ 10,000	7,500	135,000	0	135,000
1	10,001～ 15,000	12,500	225,000	45,000	270,000
2	15,001～ 20,000	17,500	315,000	90,000	405,000
3	20,001～ 25,000	22,500	405,000	135,000	540,000
4	25,001～ 30,000	27,500	495,000	180,000	675,000
5	30,001～ 35,000	32,500	585,000	225,000	810,000
6	35,001～ 40,000	37,500	675,000	270,000	945,000
7	40,001～ 45,000	42,500	765,000	315,000	1,080,000
8	45,001～ 50,000	47,500	855,000	360,000	1,215,000
9	50,001～ 55,000	52,500	945,000	405,000	1,350,000
10	55,001～ 60,000	57,500	1,035,000	450,000	1,485,000
11	60,001～ 65,000	62,500	1,125,000	495,000	1,620,000
12	65,001～ 70,000	67,500	1,215,000	540,000	1,755,000
13	70,001～ 75,000	72,500	1,305,000	585,000	1,890,000
14	75,001～ 80,000	77,500	1,395,000	630,000	2,025,000
15	80,001～ 85,000	82,500	1,485,000	675,000	2,160,000
16	85,001～ 90,000	87,500	1,575,000	720,000	2,295,000
17	90,001～ 95,000	92,500	1,665,000	765,000	2,430,000
18	95,001～ 100,000	97,500	1,755,000	810,000	2,565,000
19	100,001～ 105,000	102,500	1,845,000	855,000	2,700,000
20	105,001～ 110,000	107,500	1,935,000	900,000	2,835,000
21	110,001～ 115,000	112,500	2,025,000	945,000	2,970,000
22	115,001～ 120,000	117,500	2,115,000	990,000	3,105,000
23	120,001～ 125,000	122,500	2,205,000	1,035,000	3,240,000
24	125,001～ 130,000	127,500	2,295,000	1,080,000	3,375,000
25	130,001～ 135,000	132,500	2,385,000	1,125,000	3,510,000
26	135,001～ 140,000	137,500	2,475,000	1,170,000	3,645,000
27	140,001～ 145,000	142,500	2,565,000	1,215,000	3,780,000
28	145,001～ 150,000	147,500	2,655,000	1,260,000	3,915,000

※ 構成組合員数は、原則として実行委員会を主催する市内ローカルセンター加盟の労働組合員数とし、補助対象事業開催の前年6月30日現在における川崎市の調査結果を適用する。

第1号様式（第5条第1項関係）

# 補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話

川崎市メーカー補助金交付要綱により補助金を受けたいので、次のとおり書類を添えて申請します。

- 1 補助申請額
- 2 事業の名称
- 3 事業計画書 別添のとおり
- 4 事業予算書 別添のとおり
- 5 補助金算定書類 別添のとおり
- 6 概算払の有無
- 7 概算払理由

## 補助金交付決定通知書

年 月 日

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました〇〇〇事業補助金については、次の条件を付けて交付を決定いたします。

年 月 日

川崎市長名

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 事業が補助金交付決定の内容に反したとき
  - (3) 川崎市メーデー補助金交付要綱の規定に違反したとき
  - (4) その他、市長の付した条件又は指示に従わなかったとき
- 3 事業終了後は、交付要綱第7条の規定により、速やかに報告書を提出してください。
- 4 補助事業の内容を変更し又は、中止しようとする場合は、速やかに届け出てください。
- 5 精算時に、概算払いで交付した補助金に余剰額が生じたときは、速やかに返還をしてください。

第3号様式（第8条第1項関係）

## 事業完了届

年 月 日

（あて先）川崎市長

所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話

は、 年 月 日、川崎市メーカー補助金交付要綱に基づき申請しました事業は、 年 月 日に完了したことを、次の書類を添えて報告します。

- 1 補助事業の実績報告 別添のとおり
- 2 補助事業の経費の配分 別添のとおり



## 誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名 ●●●●

補助事業者の代表者名 ●●●●

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額

円

職員総数

人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

## 補助金額確定通知書

年 月 日

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

年 月 日付けで実績報告のありました川崎市メーカー補助金額については、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎指令 第 号
- 3 交付決定額 円
- 4 確定額 円